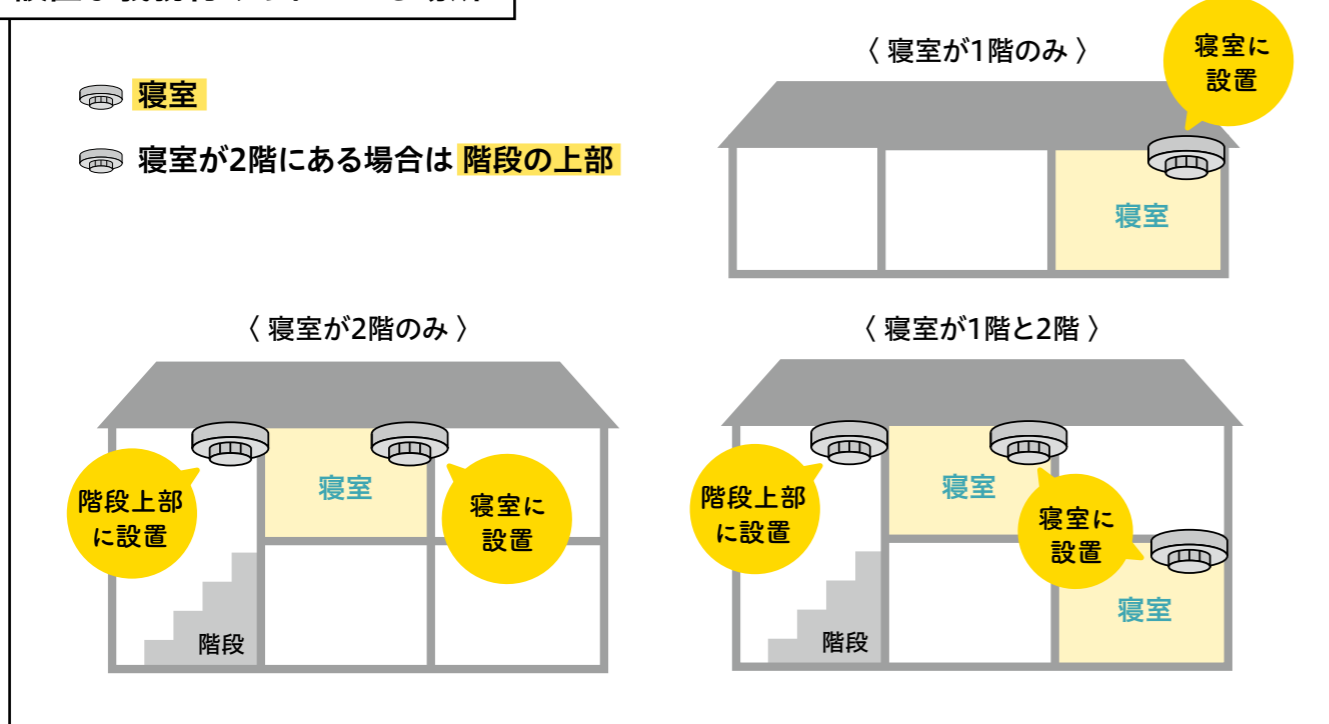


必ず設置してください 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器(住警器)は、火災予防条例で全ての住宅への設置が義務付けられています。住警器があると、火災にいち早く気付いて逃げることができます。

住警器を設置していない住宅に比べ死者が50%減少するというデータもあり、本市でも近年、住警器を設置していたことで命が助かった事例があります。

設置が義務付けられている場所



消防職員が訪問販売することはありません

住宅用火災警報器の悪質な訪問販売が発生しています。住警器の購入場所や設置箇所などは、消防本部に相談してください。 ※消防本部では、住警器の販売や取付工事は行っていません。

住宅用火災警報器は定期的に点検してください

長期間設置していると、ほこりなどで正常に検知しない場合があります。定期的に点検用ボタンを押すか、ひもを引いて動作確認をしてください。

設置から10年経過したら取り換えましょう。



詳しくは市ホームページへ



毎月一回 定期開催
普通救命講習

心肺蘇生法、AED使用方法など

開催日時 | 1月15日(日) 9:00~12:00(筆記・実技試験を希望する方は13:00まで)

申込締切 | 1月8日(日)

お問い合わせ | 警防課 救急係 ☎42-3952



安芸高田市消防本部・安芸高田消防署 ☎42-0931・お太助フォン 42-3952 ☎47-1191



安芸高田 歴史紀行

あきたがた
れきしきこう

毛利元就書状

(歴史民俗博物館蔵)



安芸高田市歴史民俗博物館
学芸員 吉藤 妃花梨

シリーズ

「博物館コレクション」

第23回



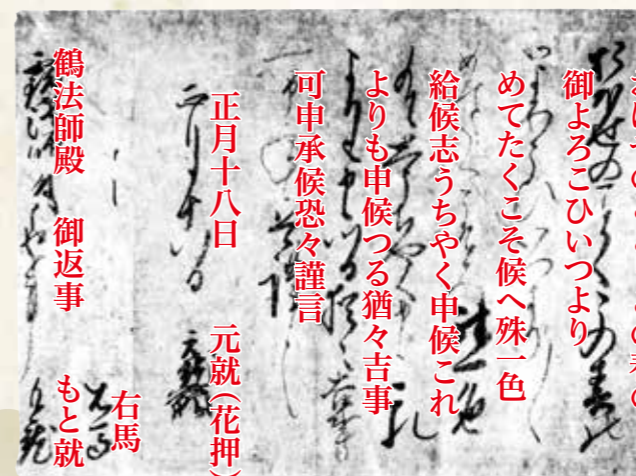
鶴法師宛毛利元就書状 (23.5×31.8cm)

この書状は、鶴法師(毛利元俱の幼名)から送られた正月のあいさつ状に対する毛利元就の返書です。元俱(1554~71年)は、元就が59歳の時に継室(後妻)三吉氏との間に生まれた六男で、後に石見国邑智郡(島根県邑智郡邑南町)出羽二

ツ山城主、出羽元祐の養子となり出羽氏を名乗りました。元祐には跡取りがいなかったため元就に乞い、鶴法師を養子にしようです。また、元祐の妻で元俱の義母となったのは、元就の長男隆元(夫人尾崎局)の妹でした。その後、元俱は17歳で早世して

います。この書状は古紙をすき直した「再生紙」とみられ、灰色を帯び極めて薄く作られています。書かれた年代は不明ですが、元俱との書状のやりとりから、父親としての元就の姿を垣間見ることができます。

〈現代語訳〉
仰せの通り、新春の御慶びはいつもよりめでたく思います。また一品いただきうれしく思います。こちらからお返事申し上げます。



〈記載内容〉

おほせのことこの春の御よろこひいつよりめでたくこそ候へ殊一色給候志うちやく申候これよりも申候つる猶々吉事可申承候恐々謹言
正月十八日 元就(花押)
右馬 もと就